



東北大学東北メディカル・メガバンク機構における個人情報保護 法令対応



2022年 2月 8日
東北大学 東北メディカル・メガバンク機構
長神風二



機構内での検討と組織化

- **コホート事業**を通じて多数の個人情報収集
(一部に要配慮個人情報を含む)
- **解析**を通じて多数の**個人識別符号**を産生
(一部は**委託解析**を通じて外部機関で産生)
- **バイオバンク事業**を通じて多数の個人情報を**他機関と共有**
(一部で検体分譲を通じて**分譲先で個人識別符号**が生成)

- **事業全般で個人情報が集積**
(研究におけるものとは限らない)

分譲・共同研究のための情報・システム構築を所掌する機構内の委員会で課題を認識

⇒ **専門のタスクフォースを新設**

個人情報保護法改正への対応に関するTF

個人情報保護法改正への対応に関するTF

- ◆ 副機構長
- ◆ 総務企画事業部長
- ◆ バイオバンク事業部長
- ◆ コホート事業部長
- ◆ 分譲・産学連携推進室長
- ◆ 統合データベース室長
- ◆ コホート情報管理室
- ◆ 匿名化管理室長
- ◆ 地域支援仙台センター長

- ◆ 委員長：広報戦略室長

TMM計画と機構への影響（総合）

- 漏洩の際の報告・通知義務と罰則
- 自主規範の制定（にかかる検討）
- 開示請求対応（短期保存データも対象）
- 個人情報ファイル簿の作成・公表
- 安全管理措置の作成・公表 現状で十分かどうか
（業務委託先＋職員関係者教育）
- その他
- 二重オプトアウトの禁止
- 海外関係
- 令和5年の新規施行部分について
- 「規律移行法人」

ケーススタディ

- 一体、どの時点（分量など）において、「漏洩」となるのか？
- 我々のバンクから情報を分譲により入手したA社が、契約をもとにB社に解析の請負を行うことにおける、注意点は？
- 第3者提供の厳格化により、他機関（分譲先）において情報化された個人情報の第3者提供が法律による規制の対象となる？
- 公共的なデータベース等で、機構外への提供において各種情報が“統合”されるに際しては、個別の本人同意が必要？
- 個人情報を「アクセス権」によって閲覧・利活用できる者においても、個人情報ファイル簿は作成・公表が必要か？

海外関係

- 同意取得時に関係国の状況について通知義務がある。
 - ④海外へ第三者提供する場合【現行指針第8の1(6)関係】
 - 八 改正後個人情報法第27条第1項各号に該当する場合であっても（ア）の場合には、改正後個人情報法第28条第2項と同様、同意取得に当たっては、外国の名称等の情報を本人に提供する必要があるものとする。

最後に（宣伝です）

- バイオバンク横断検索システム

- 7機関12のバイオバンクの試料・情報を一度に検索
- 参考「2021.09.29 バイオバンク横断検索システム 第3版の公開～疾患特異的臨床情報の追加、データの拡充～」

<https://www.megabank.tohoku.ac.jp/news/45890>

- 東北大学東北メディカル・メガバンク機構のメールマガジン（月に1回発行！）



メールマガジン配信中 登録フォームはこちら
<https://forms.gle/ajtRk2KkYEzaLbPLA>



@TohokuMedMbank
@tohokumedmbank

